

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

q. 一般財団法人を設立する意思の表示

○遺言できること

遺言で一般財団法人を設立する意思を表示する事が出来ます。

○規定された法律

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（第百五十二条第二項）

○こんな方へお勧め

自分が亡くなった後で一般財団法人を設立したいと考えている方。

○補足

一般財団法人を設立するには、財産を拠出しなければならず、その財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならない事になっております。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（第百五十三条第一項第五号および第百五十三条第二項）